

新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針

社会福祉法人みちのく会

幼保連携型認定こども園舞戸保育所

令和3年4月1日制定 / 令和5年3月13日改訂

※この行動指針を基本とし、保健所・自治体からの指示があった場合はそれに従う。

※この行動指針は今後の状況に応じ、随時見直しを行う。

◆教育・保育活動の制限に関する基準

レベル	判断基準	具体的な要件など
0	新しい生活様式 下記に当てはまらない場合	●所在地を管轄する保健所管内で感染者が散発的に発生
1	制限（小） 知事及び自治体から、外出自粛、自宅待機等の行動規制に関する要請がある場合	●所在地を管轄する保健所管内で感染者が連続的に発生 ●隣接する保健所管内で感染が拡大
2	制限（中） 国のまん延防止等重点措置の対象に指定された場合や、施設に関係が近い者（園児・職員を除く）の感染が確認され、感染拡大防止及び安全配慮、注意喚起の観点から必要と認める場合など	●所在地を管轄する保健所管内で感染が拡大 ●まん延防止等重点措置発令（対象地域に指定） ●園児・職員の近接者に感染者が発生
3	制限（大） 国の緊急事態宣言の対象に指定された場合や、園児・職員の感染が確認され、感染拡大防止及び安全配慮、注意喚起の観点から必要と認める場合など	●国による緊急事態宣言発令（対象地域に指定） ●園児・職員に感染者が発生
4	活動の原則停止 園児・職員の感染が複数確認され、感染拡大防止の観点から、必要と認める場合など	●園児・職員に感染者が複数発生 ●保健所・自治体からの一部臨時休園（学級閉鎖）要請
5	閉鎖 施設を閉鎖せざるを得ない場合	●園児・職員に感染者が複数発生 ●保健所・自治体からの臨時休園要請

◆教育・保育活動の制限に関する基準

レベル	保育活動	保育利用	配慮事項・保育内容	職員の勤務
0	新しい生活様式 配慮して実施	通常利用	手洗い・消毒の励行、換気	通常勤務
1	制限（小） 配慮して実施	通常利用	手洗い・消毒の励行、換気	通常勤務
2	制限（中） 配慮して実施	通常利用 (注意喚起)	手洗い・消毒の励行、換気	通常勤務
3	制限（大） 特に配慮して実施	自由登園	上記に加え、 行事の実施形式の変更・延期、 保育活動・屋内活動の制限	時差勤務、交代勤務、 感染した職員・濃厚接触者に特定された職員は 出勤停止
4	活動の原則停止 休園に準じた縮小	自由登園、一部休園	上記に加え、 行事の中止、集団の制限、 保育活動の強い制限、 分散保育・個別保育	感染した職員・濃厚接触者に特定された職員は 出勤停止、 交替勤務、テレワーク
5	閉鎖 閉鎖	閉鎖（臨時休園）	閉鎖	全職員出勤停止

◇保育利用についての考え方

※保育所・認定こども園は社会生活を維持するうえで必要不可欠な施設であるため、感染防止策を徹底しつつ、原則開園することとされている。

※在園児以外の一時預かりも同様。

自由登園	●保護者の判断での登園。（※登園自粛を求めるものではない。）
一部休園	●感染が広がり閉鎖されたクラスは教育・保育利用が不可。 ●医療従事者やライフライン維持などの公共・公益的業務に従事する保護者が保育を必要とする場合のみ受け入れ。これ以外の仕事でやむを得ない事情がある家庭は、就労状況などを申告し、園が利用の可否を判断。
臨時休園	●一切の教育・保育利用が不可。子どもの荷物を受け取るなどの園内への立ち入りも許可が必要。 ●医療従事者やライフライン維持などの公共・公益的業務に従事する保護者が保育を必要とする場合は代替保育（系列園での受け入れ、公共施設の一部を借りて保育、保育者を家庭へ派遣して保育等）を提供。

※園児の受け入れに制限が掛かる場合、受け入れの優先順位は、

- ①医療従事者の子ども、②その他の社会機能維持者の子ども、③ひとり親世帯の子ども とする。

社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の範囲については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日（令和4年1月25日変更））別添「事業の継続が求められる事業者」による。

◇自由登園期間中・利用停止中の保育料等

認定区分	保育料	副食費
1号認定/2号認定 (満3歳児～5歳児)		日割り計算
3号認定 (0歳児～2歳児)	日割り計算	

※対象となるのは、「自由登園期間中に感染防止対策のため保護者の判断で登園を自粛した場合」、「園児または家族が感染、または濃厚接触者に特定されたことにより利用停止となった場合」、「臨時休園となった場合」とする。

※算定方法は下記の通りとする。

- ・日割り保育料＝月額保育料－（月額保育料÷25×（当該月の全日自粛日数＋当該月の半日自粛日数×0.5））
（※10円未満切り捨て）
- ・日割り副食費＝4,500円－（4,500円÷25×当該月の自粛による給食未利用回数）（※10円未満切り捨て）
（饗ヶ沢町から日割り計算の条件、算定方法、徴収方法などが別途示された場合はそれに従う。）

◆園内への出入り制限

※玄関に入る前に手指消毒必須

レベル		外部講師	保護者	来訪者	その他
0	新しい生活様式	許可	許可	許可	許可
1	制限（小）	許可	許可	許可	許可
2	制限（中）	許可	許可	許可	許可
3	制限（大）	配慮して許可 (検温実施)	配慮して許可 (人数/時間を制限)	配慮して許可 (人数/時間を制限)	配慮して許可 (人数/時間を制限)
4	活動の原則停止	不可	配慮して許可 (検温実施)	配慮して許可 (検温実施)	配慮して許可 (検温実施)
5	閉鎖	閉鎖	閉鎖	閉鎖	園内の消毒・閉鎖中の事務作業にあたる職員のみ可

◆保健・衛生管理

※保育室等は、二酸化炭素濃度測定器を用いて 1000ppm を超えないように都度換気する。

レベル		健康観察の実施		マスクの着用		手指等の消毒	
		園児	職員	園児	職員	園児	職員
0	新しい生活様式	家庭での検温・観察実施（報告不要）	検温・観察実施（一日2回）、報告	不要・任意	不要・任意	手洗いの励行	手洗いの励行、活動の都度手指消毒、園内・保育用品消毒
1	制限（小）	家庭での検温・観察、保育中の検温実施				手洗いの励行、必要に応じて手指消毒	
2	制限（中）					家庭での検温・観察、保育中の検温実施	手洗いの励行、食事・おやつ前に手指消毒
3	制限（大）	家庭での検温・観察、保育中の検温・観察実施					手洗いの遵守、活動の都度手指消毒
4	活動の原則停止	家庭での検温・観察実施					
5	閉鎖	閉鎖		閉鎖		閉鎖	

※閉鎖中は最低限の職員による園内の消毒作業を実施するとともに、感染者の容体、感染拡大の動向など情報収集に努め、適切な広報を行う。

レベル		食事・おやつ		歯磨き	午睡	保育用品 (絵本・玩具含む)	バス利用
		園児	職員				
0	新しい生活様式	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	制限なし	窓を開けて運行
1	制限（小）		座席配置の工夫（向かい合わせにならないように配置）、パーティション等の使用 黙食の実施				
2	制限（中）	会食の中止、黙食の指導		実施しない（うがいのみ可）	個別に実施	個別に使用	上記に加え、長時間のバス利用中止（遠足・園外学習等）
3	制限（大）						
4	活動の原則停止	個別に喫食					
5	閉鎖	閉鎖		閉鎖		閉鎖	閉鎖

◇マスク着用に関するガイドライン

園児	不要・任意	・ 幼児は、長時間の使用に耐えられないこと、取り違える可能性があること、適切な使用ができないこと、着用することでマスクや顔を頻繁に触りかえって不衛生となることなどから、マスク着用は不要・任意とし、保護者の判断で任意に着用させる場合も、職員は園児のマスク管理に関与しない。
職員・保護者	不要・任意	「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる。

◆行事の実施基準

※対象となる行事：

- ・ 複数クラス対象の集会
- ・ 保護者が集まる行事（入園式、保育参観、運動会、発表会、卒園式等）
- ・ 感染リスクが高いと想定される園外活動
- ・ 他園との交流行事（合同合宿、合同職場訪問、合同レクリエーション、人形劇観覧等）
- ・ 関係機関（自治体、社協、各種施設、各種学校等）との交流行事

行事 1 週間前から の状況で判断	感染者と接触 (濃厚接触者ではない)	濃厚接触者 (新型コロナウイルス検査：陰性)	感染 (新型コロナウイルス検査：陽性)
園児と同居の家族	レベル0・1・2・3 実施 レベル4 延期/中止		
園児			
保育従事職員			
保育従事外職員 (調理員・運転手等)			

※実施においては、参加者の制限や会場配置の変更など特別な配慮を行う。

※1週間前までに、同居家族・園児・職員に感染者が複数出た場合は、在籍クラスもしくは全クラス延期または中止とする。

※レベル4以上の場合、行事は中止とし、儀式的行事（入園式・卒園式）に限って規模を大幅に縮小して実施。

※レベルに関わらず、国や自治体から要請があった場合は延期/中止とする。

●子どもに次のような症状がみられたら

元気がなく明らかに体調がいつもと異なる	お休みして自宅で静養する。 保育中はお迎え・早退する。 心配な場合はかかりつけ医または 県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）に 電話相談。	<u>症状が改善するまで</u>
味覚や嗅覚の異常、体のだるさを訴える		
呼吸器症状（せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまり）がみられる		
<u>発熱している（37.5℃以上）</u>		<u>解熱後、24時間経過するまで</u>

●家族に次のような症状がみられたら（※家族以外でも最近特に接触した方も含む）

レベル	家族に発熱の症状あり （微熱を含む）	味覚・嗅覚の異常や著しい 倦怠感、呼吸器症状あり	家族の高い発熱が 3日以上続いている
0 新しい生活様式	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
1 制限（小）	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
2 制限（中）	○保育利用可能	○保育利用可能	△登園自粛
3 制限（大）	△高熱の場合は登園自粛	△登園自粛	△登園自粛
4 活動の原則停止	△登園自粛	△登園自粛	×利用停止
5 閉鎖	×利用停止	×利用停止	×利用停止

●家族の職場で感染者が発生したら

レベル	家族の職場で感染者が発生 （感染者と直接接触なし）	家族の職場で感染者が発生 （感染者と直接接触あり）	家族の職場の利用者（利用客・出入り業者等）が感染
0 新しい生活様式	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
1 制限（小）	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
2 制限（中）	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
3 制限（大）	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
4 活動の原則停止	○保育利用可能	○保育利用可能	○保育利用可能
5 閉鎖	×利用停止	×利用停止	×利用停止

●子どもや家族が感染したら **(※保健所からの指示を優先する)**

家族が濃厚接触者に特定された	△登園自粛	5日間経過するまで ※7日目まで感染対策・健康観察継続
園児本人が濃厚接触者に特定された	×利用停止	5日間経過するまで ※7日目まで感染対策・健康観察継続
園児本人、家族が 新型コロナウイルス検査を受ける	×利用停止	検査結果が出るまで
園児本人が感染した	×利用停止	7日間経過するまで ※10日目まで感染対策・健康観察継続
家族が感染した	×利用停止	5日間経過するまで ※7日目まで感染対策・健康観察継続

◇情報公開に関するガイドライン

～濃厚接触者/感染者（新型コロナウイルス検査陽性者、みなし陽性者）が発生した場合に公表されること、されないこと～

	名前	年代/性別	クラス・年齢	他の園児との接触	行動歴
園児	× 非公表	× 非公表	△個別公表	○公表	× 非公表
備考			該当クラスには 個別に公表	登園状況（出欠） /送迎等の状況を 公表	家庭での行動歴も 含め非公表

	名前	年代/性別	役職	園児との接触	行動歴
職員	× 非公表	○公表	○公表	○公表	× 非公表
備考		年代と性別を公表	職種を公表	勤務状況を公表	家庭での行動歴も 含め非公表

※ただし、公表する項目であっても、個人が特定され不利益となるおそれがある場合は非公表とする。

※公表する範囲や内容は、該当する園児の保護者と事前に相談の上、同意を得てから公表する。

※体調不良、感染のおそれの段階では一切の情報は公開せず、**濃厚接触者に特定、または感染が確認（新型コロナウイルス検査陽性、みなし陽性診断）された時点で全保護者へ必要な情報提供を行う。**

◎公表事項について、インターネットやSNSへの安易な投稿・拡散は禁止する。

新型コロナウイルス対応に関する勤務ガイドライン

職員向け

◎次の場合は出勤停止とする (※保健所からの指示を優先する)

体調不良	37.5℃以上の発熱、味覚や嗅覚の異常、倦怠感等の体調不良、呼吸器症状（せき、のどの痛み、鼻水、鼻づまり）	症状が回復・解熱後 24 時間経過するまで
家族に感染疑いがある	家族に発熱と呼吸器等の症状があり、数日間続いている	症状が回復・解熱後 24 時間経過するまで
濃厚接触者に特定された	発症の 2 日前から感染者と範囲 1m 以内で必要な感染予防策なしで 15 分以上の接触があった者	5 日間 ※ただし、2・3 日目に新型コロナウイルス検査で陰性確認の場合、3 日目から出勤可 ※7 日目まで感染対策・健康観察継続
家族が感染した	感染者の同居家族の者	5 日間 ※ただし、2・3 日目に新型コロナウイルス検査で陰性確認の場合、3 日目から出勤可 ※7 日目まで感染対策・健康観察継続
感染した（診断、発症）	保健所・医療機関による検査により新型コロナウイルスへ感染症と診断された者	7 日間経過するまで ※10 日目まで感染対策・健康観察継続

◎出勤停止期間中の処遇等について

	フルタイム労働者	パートタイム労働者
基本給	基本給全額を支給	予定されていた勤務シフトすべてで有給
通勤手当	実際の出勤日数に応じて減額支給	実際の出勤日数に応じて支給
その他手当	業務手当、住宅手当、扶養手当、処遇改善手当は、原則として全額支給	
勤怠	出勤停止（自宅待機）は欠勤にはあたらないため、特別休暇（雇用者都合による公休扱い）とする	
控除等	社会保険料は通常通り控除するものとし、減免や返還等が生じた場合はその都度対応する	

※上記は新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる「特例」であり、平時の病欠及び自己都合による欠勤についての処遇は従来の就業規則によるものとする。

◎家族に次のような症状がみられたら（※家族以外でも最近特に接触した方も含む）

レベル	家族に発熱の症状あり（微熱を含む）	味覚・嗅覚の異常や著しい倦怠感、呼吸器症状あり	家族の高い発熱が 3 日以上続いている
0 新しい生活様式	○出勤可能	○出勤可能	○出勤可能
1 制限（小）	○出勤可能	○出勤可能	○出勤可能
2 制限（中）	○出勤可能	○出勤可能	○出勤可能
3 制限（大）	○出勤可能	○出勤可能	○出勤可能
4 活動の原則停止	○出勤可能/テレワーク	○出勤可能/テレワーク	○出勤可能/テレワーク
5 閉鎖	×出勤停止/テレワーク	×出勤停止/テレワーク	×出勤停止/テレワーク

◎家族の職場で感染者が発生したら

レベル	家族の職場で感染者が発生 (感染者と直接接なし)	家族の職場で感染者が発生 (感染者と直接接あり)	家族の職場の利用者(利用者・出入り業者等)が感染
0	新しい生活様式	○出勤可能	○出勤可能
1	制限(小)	○出勤可能	○出勤可能
2	制限(中)	○出勤可能	○出勤可能
3	制限(大)	○出勤可能	○出勤可能
4	活動の原則停止	○出勤可能/テレワーク	○出勤可能/テレワーク
5	閉鎖	×出勤停止/テレワーク	×出勤停止/テレワーク

◎勤務体制

レベル	勤務体制	シフト配置	勤務制限	賃金等
0	通常勤務	通常シフト	3密状態での 保育外業務・休憩の自粛	通常通り
1	通常勤務	通常シフト	3密状態での 保育外業務・休憩の自粛	通常通り
2	通常勤務	通常シフト	3密状態での 保育外業務・休憩の自粛	通常通り
3	通常勤務	通常シフト	・3密状態での 保育外業務・休憩の禁止	通常通り
4	時差勤務、 交代勤務、 テレワーク	自由登園・出勤停止 に伴う 特別配置	・屋内同一空間3名以上の 保育外業務禁止 ・保育外業務のテレワークを認める	通常通り
5	管理職のみ 施設立ち入り可能	閉鎖 に伴う特別配置	テレワークを 原則とする	通常通り

保健所管内マップ



保健所（市町村数）	所 管 区 域
青森市保健所(1)	青森市
東地方保健所(4)	東津軽郡（平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町）
弘前保健所(8)	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡（西目屋村）、南津軽郡（藤崎町、大鰐町、田舎館村）、北津軽郡（板柳町）
八戸保健所(8)	八戸市、三戸郡（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村）、おいらせ町
五所川原保健所(6)	五所川原市、つがる市、西津軽郡（鱈ヶ沢町、深浦町）、北津軽郡（※板柳町を除く。）（鶴田町、中泊町）
上十三保健所(8)	十和田市、三沢市、上北郡（※おいらせ町を除く。）（野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村）
むつ保健所(5)	むつ市、下北郡（大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

改定履歴

令和5年3月13日改定

マスクの着用義務についての対応を「変更」
その他、オミクロン株に合わせて対応を緩和
時間外手当（危険手当）を廃止

令和4年7月21日改定

◆教育・保育活動の制限に関する基準
・対応レベルの判断基準、具体的な要件を「変更」

◆教育・保育活動の制限に関する基準
◇保育利用についての考え方
◆園内への出入り制限
の基準を「変更」。

◆保健・衛生管理
・マスクの着用についての対応を「変更」

◇情報公開に関するガイドライン
・感染者の定義を「変更」

令和4年2月10日改定

◆教育・保育活動の制限に関する基準
・感染段階、ステージ指標についての表記を「削除」

◆教育・保育活動の制限に関する基準
・園児の受け入れに制限がかかる場合の優先順位の表記を「変更」

◇自由登園期間中・利用停止中の保育料等
・日割り保育料・日割り副食費の計算方法を「変更」

◆保健・衛生管理
・マスクの着用についての対応を「変更」
・教具・玩具等についての対応を「追加」

◇マスク着用に関するガイドライン
・園児のマスク着用についての対応を「変更」
・保育用品（絵本・玩具含む）の対応を「追加」

◇情報公開に関するガイドライン
・保護者/家族についての項目を削除
・情報公開のタイミングを「変更」

※オミクロン株による感染者の療養解除期間、濃厚接触者の健康観察期間等が短縮されているが、条件等が複雑なため、原則として保健所の指示に従うものとし、指針は変更しない。

※その他、保育の内容に関しては、「保育活動の強い制限」に含まれるため、指針は変更せず、レベル毎の配慮事項にて対応する。

令和3年8月20日改定

◆教育・保育活動の制限に関する基準

- ・ステージ指標についての基準を「変更」